

事 務 連 絡
平成 2 3 年 1 月 7 日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 民生主管部（局）担当者 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課

児童福祉施設等に設置している遊具等の安全管理の強化について

平成 2 2 年 5 月 3 日に、8 歳女兒が都市緑地に設置されていたアスレチック遊具で遊んでいたところ、雲梯部分の握り棒が回転し、手が離れて落下した際に右手首を骨折する事故が発生しました。

これについては、別紙のとおり、国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課課長補佐より、各都道府県及び政令指定都市都市公園管理担当課長に対し、「公園施設の安全管理の強化について」が通知され、類似事故の再発防止に努めるよう、注意喚起が行われたところです。

児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保については、「児童福祉施設等に設置している遊具等の安全確保について」（平成 2 0 年 8 月 2 9 日雇児総発第 0829002 号、障発第 0829001 号）等により、遊具の安全確保・事故防止対策に努めていただいているところですが、各都道府県・指定都市・中核市民生主管課におかれては、日常の点検と不備があった場合の適切かつ速やかな対応について、より一層万全を期されるよう、管内の児童福祉施設等及び市町村に対して指導方お願いいたします。

【別紙】

事務連絡

平成23年1月5日

各都道府県及び政令指定都市
都市公園管理担当課長 様

国土交通省 都市・地域整備局
公園緑地・景観課 課長補佐

公園施設の安全管理の強化について

平成22年5月3日に、8歳女兒が都市緑地に設置されていたアスレチック遊具で遊んでいたところ、雲梯部分の握り棒が回転し、手が離れて落下した際に右手首を骨折する事故が発生したので、別添のとおりお知らせする。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」では、「4-3（1）点検手順に従った確実な安全点検」において、「日常点検においては、構造部材についてはぐらつきや、腐食・腐朽が進みやすい基礎部分の状態などに、また、消耗部分については、部材の脱落・消失、破損がないか、変形や摩耗の有無、度合いなどに、着眼して行う」こととしている。

都市公園の安全管理にあたっては、平成20年8月に、遊具の老朽化対策及び点検体制の強化を図る観点から、「指針」の改訂を行い、公園管理者に通知したところであるが、今回事故が発生した遊具は、健康や体力の保持増進などを目的に設置されているアスレチック遊具であり、「指針」の対象ではないものの、点検の考え方等については参考になる場合もあると考えられる。

貴職におかれては、必要に応じて「指針」の内容も参考としつつ、類似施設の日常点検等の確実な実施による安全対策を図り、類似事故の再発防止に努められたい。

なお、この旨を貴管内市町村に周知徹底されたい。

【事故の概要】

■ 発生日時 平成22年5月3日（月・祝）

■ 発生場所 人口約10万人の都市

■ 発生公園 都市緑地

- 状況
- ・ 8歳女児が都市緑地に設置されていたアスレチック遊具で遊んでいたところ、雲梯部分の握り棒が回転し、手が離れて落下した際に右手首を骨折した。
 - ・ 今回事故が発生した遊具は設置後10年以上が経過し、雲梯の梁（木製）が老朽化していたものの、日常点検及び定期点検では、握り棒が回る状態になっていることを発見できていなかった。
 - ・ 当該遊具は今年度更新予定であり、現在は撤去されている。

■ 事故関連写真等



事故発生遊具



握り棒部分

遊んでいた女児が上から2番目の握り棒をつかんだ際に、握り棒が回転した。